

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
家族のシンボルツリー配付事業	ファミリーシップの宣誓をされた方に対して、記念樹を配付する。	○			都市計画課 (代) 0587-54-1111 (内線) 329
子育て短期支援事業	児童の保護者(親権者)とファミリーシップの宣誓をされた方(同一世帯に限る)は、本事業の利用申請をすることができる。	○		申請者は利用者負担額決定のための世帯区分判定対象となる	子育て支援課 (代) 0587-54-1111 (内線) 130・131